

【重要】いじめ防止対策推進法にもとづく委員推薦の手続きの流れについて

1. 「委員推薦依頼票」をダウンロードして下さい。
2. 委員推薦依頼票に必要な事項をすべてご記入下さい。
3. ①推薦依頼文（任意）、②推薦依頼票の2点を以下の福岡県臨床心理士会（以下、県士会）事務局へお送りください（メール or 郵送）。
4. 推薦依頼票を元に、県士会の「いじめ問題対応委員会」にて候補者を選定致します。
5. 県士会内の会議を経て推薦者を決定し、依頼元の自治体担当者様宛にお知らせ致します。
6. 委員承諾の同意書、履歴書等の各自治体で必要な書類等あれば、県士会事務局宛にお送りいただき、こちらで推薦者に確認後、返送いたします。
7. 委員としての活動開始後に、委員の交代、追加、条件の変更、委員会の種別変更等あった時には、再度県士会へご連絡をお願い致します。
8. 重大事態調査委員（28条1項）を推薦し、重大事態調査が行われてその報告書が公開された場合には、報告書を一部当臨床心理士会へお送りください。再発予防に当臨床心理士会としても資するため、今後の研修などの参考資料として保管させていただきます。

※ 上記の4、5の手続きには、通常2～4週間ほどかかります。

※ いじめ防止対策推進法にもとづく委員推薦の問合せについては、原則E-mailでお問い合わせいただきますようお願いいたします。お電話での対応が必要な場合は、その旨をE-mailでお知らせください。こちらより折り返しご連絡いたします。

一般社団法人 福岡県臨床心理士会

〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂 1-14-29 畑添ビル 503

mail: fukuokakenrinsyo@ninus.ocn.ne.jp